

# ふれあいのまちづくり事業実施要綱

## 1. 趣旨

地域におけるさまざまな人々が互いに助け合い、交流できるような「ふれあいのまちづくり」を地区社協が積極的に推進することにより、地域住民の連帯感を高め、もって活力ある福祉社会を創造することを目的とする。

## 2. 実施主体

各地区社会福祉協議会

## 3. 事業内容及び助成額

以下の事業に対する助成を行う。詳細については別表1のとおりとする。

- (1) 福祉講座            地域福祉の推進のための講座の開催
  
- (2) 会食会                一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等、見守り世帯を対象とした会食会
  
- (3) お弁当訪問          一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の見守り活動としてのお弁当訪問
  
- (4) 広報紙の発行        地区社会福祉協議会の活動を住民に知っていただくための広報誌の発行

附則 平成 3年4月1日から施行する

附則 平成21年4月1日一部改正

附則 平成28年4月1日一部改正

附則 平成29年4月1日一部改正

## ふれあいのまちづくり事業実施要綱

(令和 5 年 4 月 1 日)

福祉講座	助成額	10,000 円/1 回
	対象経費	講師謝礼、参加者のお茶、印刷費等事務経費。
	開催回数	1 町内につき年 1 回まで、地区での開催は年 1 回まで。
	事業内容	高齢者や障がい者、児童福祉の啓発に関する講座。
	対象者	町内の住民全般
さわふれ 会食会・お 弁当訪問	助成額	700 円/1 人
	対象経費	調理にかかる材料費、お弁当代、お茶、印刷費等事務費。お世話役は 5 名もしくは参加者の 1 割のいずれか多い方まで助成。
	開催回数	1 町内につき、会食会・お弁当それぞれ年 1 回まで。地区開催の場合も、会食会・お弁当それぞれ年 1 回まで。
	事業内容	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等、見守り世帯を対象とした会食会、お弁当訪問。
	対象者	高齢者、障がい者等の見守り世帯
地区社協 広報誌の 発行	助成額	印刷費の 9 割+事務経費 10,000 円まで。 ※事務経費は印刷費に充当不可
	対象経費	印刷費、編集会議等にかかる事務経費。
	開催回数	年 2 回まで、年度内に発行すること。
	事業内容	地区社協の活動を住民に周知するもの。原則全世界帯配布。
助成の対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会や、いきいきサロン、ゆったりサロンなど、すでに他の助成を受けているものとの抱き合わせによる開催のもの。</li> <li>・法話、余興などの謝礼金やお酒代。</li> <li>・福祉講座と会食会など同日に開催するもの。</li> <li>・精算時、助成の対象として認められないもの。</li> </ul>	
助成の支払い精算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6 月中に助成金総額の 8 割を送金し、事業完了後精算。実施できなかった事業は精算時返金していただきます。</li> </ul>	
申請書及び報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書（別紙 2）は <u>4 月 26 日(水)</u>までに提出、報告書（別紙 3）は、事業が終わり次第随時提出してください。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お弁当や会食会の食材等は、できるだけ地元のお店をご利用ください。</li> </ul>	